

司法書士無料成年後見相談会

高齢者や障がいのある人の金銭トラブルなど、成年後見に関する相談をお受けします。

- 対象
 - ①認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人
 - ②将来の判断能力に不安をお持ちの人
 - ③①、②の人を支える家族、支援者、福祉関係者、一般市民
- 相談期間 9月2日(月)～30日(月)
 - ※原則平日・要予約
- 相談形態 家庭裁判所提出名簿登録司法書士である相談員が、訪問により面談
- 予約期間 土日祝日を除く8月19日(月)～9月30日(月)までの9時～12時・13時～17時
- 予約方法 住所・氏名・電話番号・相談内容・相談を希望する場所を電話、FAX、郵送することにより予約。
- 予約・問い合わせ先
 - 公益社団法人 成年後見センター
 - リーガルサポート山口支部
 - 〒753-0048
 - 山口市駅通り二丁目9番15号
 - リーガルサポート山口 相談予約係
 - 〔☎083(924)5220〕
 - 〔☎083(921)0475〕

火災等情報案内サービス

「消防車のサイレンが聞こえたが、どこで何が起こったのか?」、「火事はどこで起きたのか?」などの問い合わせのために、火災等情報案内サービスがあります。

下関市・美祢市消防情報サービス
〔☎0180-998877〕

※119番は火災や救急などの緊急用の番号ですので、問い合わせには使用しないようにしてください。

8月納付 カレンダー 納期限 9月2日(月)

納付種別	納付対象
市県民税	2期
国民健康保険税	2期
後期高齢者医療保険料	2期
介護保険料	2期
市営住宅使用料	8月分

マイクロバスの適切な利用について

運転手付きマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けたバス会社を利用しましょう。

- 運転手付きの「白ナンバー」のマイクロバスは、いわゆる「白バス」と呼ばれる道路運送法に違反するサービスです。利用するのはやめましょう。
- 道路運送法の許可を受けたバス会社（貸切バス事業者）の正規のマイクロバスには「緑ナンバー」が付いています。
- 正規の貸切バス事業者には「運送引受書」や「領収証」などの関係書類の交付が義務づけられています。
- 口答による契約は、法律に違反するサービスです。

レンタカーのマイクロバスには運転手は付いていません。

- レンタカー会社からは、車を借りることしかできません。
- レンタカーを借りた場合には、車を借り受けた利用者自身が運転しなければなりません(※)。
- ※車を借り受けた利用者自身が、自らの意思で他の人に運転を依頼することはできませんが、この場合、実際に運転する人の氏名などをあらかじめレンタカー会社へ申告しておく必要があります。

●レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスも、いわゆる「白バス」と呼ばれる法律に違反するサービスです。利用するのはやめましょう。

●また、運転を依頼した人などに、レンタカーの手配をしてもらうことはできません。

違法な「白バス」を利用して事故に遭った場合、保険の適用がないことがあります。

●違法な「白バス」を利用して、万が一、事故に遭って負傷した場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの損害額を利用者自身が全額負担しなければならないケースもあります。

- 問い合わせ先 国土交通省
中国運輸局山口運輸支局
〔☎083(922)5336〕

災害に備えて (中国電力からのお願い)

災害はいつ起こるかわかりません。台風や大雨などによりやむを得ず停電することがあります。危険回避を第一に、万が一の停電にも備えていただきますようお願いいたします。

- 突然の停電に備えて
 - 突然の停電に役立つ懐中電灯、情報を得るためのラジオはすぐ手に取れる場所に準備してください。
- 切れたり垂れ下がったりした電線には近づかないでください
 - 切れた電線や垂れ下がった電線は感電のおそれがあり大変危険です。絶対に近づいたり触れたりせずに、すぐに中国電力へご連絡ください。
- 避難する時はブレーカーを切ってください
 - 災害などにより避難する時は、電気の消し忘れによる事故・火災を防ぐため、分電盤にあるブレーカーを切ってください。万が一に備えて、日ごろから漏電遮断器や安全ブレーカーの位置を確認しておきましょう。
- ※停電情報は中国電力ホームページやスマートフォンのアプリでも確認することができます。
- 問い合わせ先 中国電力(株)
ネットワークサービスセンター
〔☎0120(613)277〕

令和元年度 美祢市人権教育ふれあい講座 共に学び!共に生きる!

【第3講座】『インターネットにおける問題』『プライバシーの保護』

『デジタルタトゥー』や『ネット依存』をご存知でしょうか?

自分やお子様を守るために、インターネットの適切な利用について、一緒に学びましょう。

皆様のご参加をお待ちしています。

- 日時 8月29日(日) 18時30分～20時
- 会場 美東センター 2階大会議室
- 演題 「家庭における情報モラル」
- 講師 西村 康成 先生
(山陽小野田市立小野田中学校 教頭)
- 問い合わせ先 生涯学習スポーツ推進課
〔☎0837(52)5261〕



障害福祉に関する手当 **現況届の提出は8月13日火から9月11日水まで**

現在、下記の手当を受給している人には、現況届等を送付しますので、8月13日火から9月11日水までに提出してください。

期間内に届出をされない場合は手当が受給できなくなりますので、必ず手続きをしてください。

特別児童扶養手当

身体又は精神に一定の障害のある、満20歳未満の児童の父・母、又は養育者に支給されます。ただし、施設入所の場合は支給されません。
※本人、配偶者及び扶養義務者の所得により制限があります。

提出・問い合わせ先
地域福祉課地域子育て支援室
〔☎0837(52)5228〕
〔☎0837(52)1490〕

美祢市児童福祉手当

身体障害者手帳（1級～3級）又は療育手帳をお持ちの満20歳未満の児童の保護者に対して、月額2,000円を支給します。

特別障害者手当

障害の状態が重く、日常生活において常時、特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅の障害者に対して月額27,200円を支給します。ただし、施設入所、又は、入院が3か月以上継続する場合は支給されません。
※本人、配偶者及び扶養義務者の所得により制限があります。

提出・問い合わせ先
地域福祉課障害福祉係
〔☎0837(52)5227〕
〔☎0837(52)1490〕

障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障害がある20歳未満の在宅の障害児に対して、月額14,790円を支給します。
ただし、施設入所の場合は支給されません。
※本人、配偶者及び扶養義務者の所得により制限があります。

母子・父子福祉に関する手当 **現況届の提出は8月30日金まで**

問い合わせ先 地域福祉課地域子育て支援室〔☎0837(52)5228〕

児童扶養手当

父母の離婚などにより父又は母と生計を別にしている児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している家庭に対し、生活の安定と自立を促進するために支給される手当です。（国籍は問いません）

※手当の支給については、**所得制限などの支給要件があります**ので、詳しくはお問い合わせください。

現況届は期間内に

現在児童扶養手当を受給している人は、8月30日金までに現況届を提出してください。該当の人には個別に通知しますが、届出をされない場合は手当が受けられません。

手当を支給します

8月9日金に指定の口座へ手当を振り込みますのでご確認ください。振込口座の変更がある場合は必ず届出をしてください（変更は、11月支給分からの反映となります）。